北海道ＴＰＰ協定等対策本部設置要綱

（平成２３年１１月１４日設置）

１　趣　旨

ＴＰＰ協定等の情報の共有と今後の対応などを総合的に協議するため、「北海道ＴＰＰ協定等対策本部」（以下「対策本部」という。）を設置する。

２　所掌事項

対策本部の所掌事項は、次のとおりとする。

（１）ＴＰＰ協定等の情報の収集に関すること
（２）ＴＰＰ協定等の影響の調査・分析に関すること
（３）ＴＰＰ協定等の今後の対応に関すること
（４）その他必要な事項

３　組　織

（１）対策本部は、本部長、副本部長及び別表１に掲げる職にある者（以下「本部員」という。）をもって構成する。
（２）本部長には知事を、副本部長には副知事をもって充てる。
（３）対策本部の事務を円滑に進めるため、対策本部の下に幹事会を設置する。
幹事会の構成員は別表２のとおりとする。
（４）必要に応じて、幹事会の下にワーキングチームを置くことができる。

４　会議の招集

（１）対策本部は、本部長が招集し、これを主宰する。
（２）幹事会は、幹事長が招集し、これを主宰する。

５　事務局

対策本部及び幹事会の事務局は、総合政策部政策局に置く。

６　その他

この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、本部長が別に定める。

附　則

この要綱は、平成２３年１１月１４日から施行する。
この要綱は、平成２４年４月１日から施行する。
この要綱は、平成２５年４月１日から施行する。
この要綱は、平成２５年５月１６日から施行する。
この要綱は、平成２６年４月１日から施行する。
この要綱は、平成２７年６月１日から施行する。
この要綱は、平成３０年４月２４日から施行する。
この要綱は、令和３年４月１６日から施行する。
この要綱は、令和５年６月１２日から施行する。
この要綱は、令和６年４月８日から施行する。

別表１（３条の（１）関係）

総務部長
総務部イノベーション推進監
総務部職員監
総務部危機管理監
総合政策部長
総合政策部知事室長
総合政策部グローバル戦略推進監
総合政策部次世代社会戦略監
総合政策部地域振興監
総合政策部交通企画監
環境生活部長
環境生活部アイヌ政策監
保健福祉部長
保健福祉部感染症対策監
保健福祉部子ども応援社会推進監
経済部長
経済部観光振興監
経済部食産業振興監
経済部ゼロカーボン推進監
農政部長
農政部食の安全・みどりの農業推進監
水産林務部長
水産林務部森と海の未来づくり推進監
建設部長
建設部建築企画監
会計管理者
企業局長
道立病院部長
教育庁教育部長
空知総合振興局長
石狩振興局長
後志総合振興局長
胆振総合振興局長
日高振興局長
渡島総合振興局長
檜山振興局長
上川総合振興局長
留萌振興局長
宗谷総合振興局長
オホーツク総合振興局長
十勝総合振興局長
釧路総合振興局長
根室振興局長
東京事務所長
北海道警察本部総務部長

別表２（３条の（３）関係）

総合政策部政策局長(幹事長)
総務部総務課長
総合政策部総務課長
総合政策部政策局参事
環境生活部総務課長
保健福祉部総務課政策調整担当課長
経済部経済企画局経済企画課長
農政部農政課政策調整担当課長
水産林務部総務課企画調整担当課長
建設部建設政策局建設政策課政策調整担当課長
出納局総務課長
企業局総務課長
道立病院局総務課長
教育庁総務政策局教育政策課長
空知総合振興局地域創生部長
石狩振興局地域創生部長
後志総合振興局地域創生部長
胆振総合振興局地域創生部長
日高振興局地域創生部長
渡島総合振興局地域創生部長
檜山振興局地域創生部長
上川総合振興局地域創生部長
留萌振興局地域創生部長
宗谷総合振興局地域創生部長
オホーツク総合振興局地域創生部長
十勝総合振興局地域創生部長
釧路総合振興局地域創生部長
根室振興局地域創生部長
東京事務所行政課長
北海道警察本部総務部総務課長